

第1章 計画の趣旨等

1 計画の趣旨

市民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まっており、普段から、個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取り組みをさらに強化していくことが求められています。

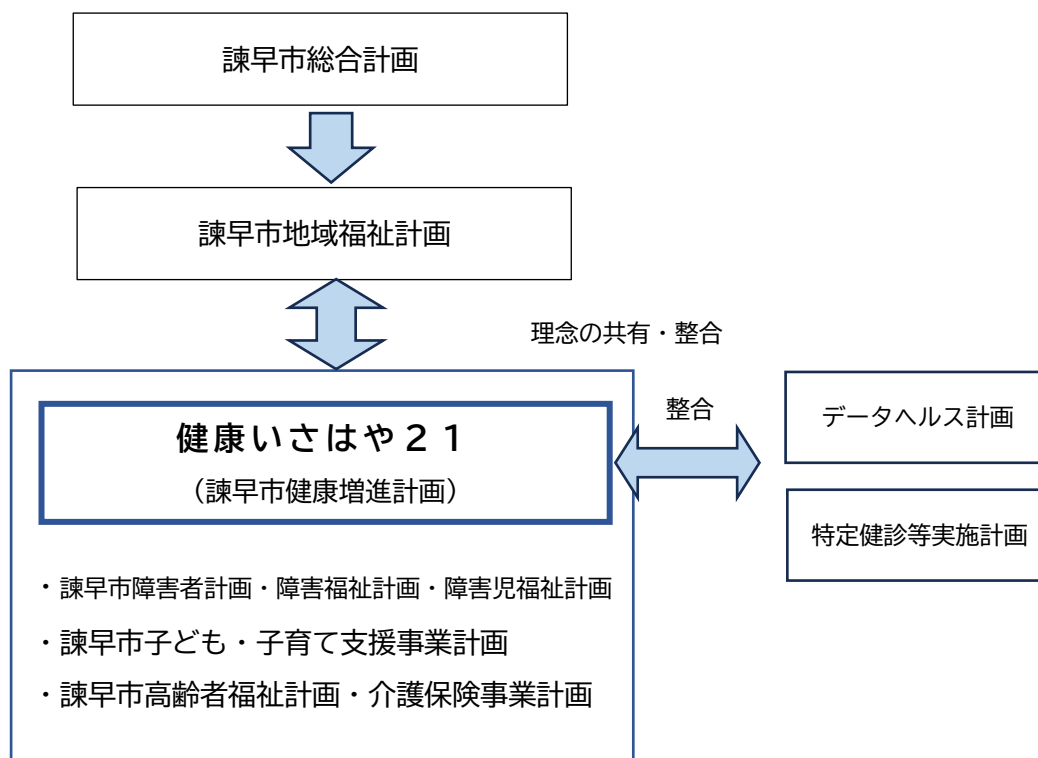
諫早市では、地域や関係団体、関係機関等と連携・協力しながら、生活習慣病の発症と重症化予防、健康づくり活動を推進することにより、健康寿命の延伸及び誰一人取り残さない健康づくり（健康格差の縮小）の実現を目指します。

2 計画の基本方針と位置づけ

○本計画は、健康増進法第8条に基づき作成するもので、国の「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」及び長崎県の「長崎県健康増進計画（健康ながさき21（第3次）」との整合性を図ります。

○令和3年度に策定した諫早市地域福祉計画との整合性を図ります。

○平成28年4月に改正された自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画を包含した計画とします。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和17年度を最終年度とする12年間の計画とします。
なお、国の方向性や社会情勢の変化等に対応するため、令和11年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
国	健康日本21（第三次）											
県	健康ながさき21（第3次）											
市	健康いさはや21（第四次）											
						中間評価					最終評価	



4 健康いさはや21（第四次）の体系

